

求める学生像（求める能力・適性等）

法学府生には、法学・政治学のそれぞれの領域における専門知識を主体的に学修するための基盤的能力（語学力も含む）を備えていること、明確な問題意識の下に、批判的観点から研究を進める意欲に富むこと、他者との討論を通して自らを客観化し、柔軟な思考によって研究を進めること等が求められます。

入学者選抜の基本方針（入学要件、選抜方式、選抜基準等）

本学府では、教育目標を実現するために必要とされる能力・適性を評価し、同時に多様な学生を受け入れるために、修士課程・博士後期課程共に、複数の選抜方法を採用しています。

選抜基準は、いずれの選抜方法においても、修士課程にあつては、専門的研究分野を主体的に学修するための基盤的能力・適性を備えていること、また博士後期課程にあつては、修士取得あるいはそれと同等の研究実績のある者が、さらに高度の研究に従事し、博士学位を取得するために必要とされる能力・適性を備えていることにあります。

修士課程から博士後期課程への進学は、研究者コースのみならず、他のコースにおいても、修士論文審査においてとくに優秀な成績を修め、進学試験に合格すれば可能です。

入学要件・選抜方式は以下の通りです。

修士課程研究者コース（一般選抜）においては、学士の学位を取得した者等を対象として、筆記試験・提出論文・口頭試問及び提出書類を総合して選抜を行いません。筆記試験は、主履修科目（入学後に主として研究対象としようとする科目）と選択科目及び外国語1科目の計3科目からなります。但し政治学主履修科目群、政治学専攻以外の主履修科目群の志願者は、主履修科目主専攻科目の受験を当該科目に関するテーマについて作成した論文提出に代えることができます。また、政治学主履修科目群の志願者は筆記試験の他に志望する主履修科目に関するテーマについて作成した論文を提出しなければなりません。

修士課程修士課程研究者コース（留学生特別選抜）においては、学士の学位を取得した者等で出願時3年以内に日本語能力試験（日本国際教育支援協会主催）1級取得（取得見込）した者を対象として、筆記試験・口頭試問及び提出書類を総合して選抜を行いません。筆記試験は、主履修科目（入学後に主として研究対象としようとする科目）と日本法または政治学の基礎知識及び外国語1科目（母語を除く）の計3科目からなります。日本語能力試験1級については、出願時3年以内に受験した日本留学試験の日本語部分220点以上で

代えることもできます。修士課程専修コース（一般選抜）においては、学士の学位を取得した者等を対象として、筆記試験・提出論文・口頭試問及び提出書類を総合して選抜を行いません。筆記試験は、主履修科目主専攻科目（入学後に主として研究対象としようとする科目）と選択科目の各1科目からなり、選択科目は外国語で代えることができます。

修士課程専修コース（職業人特別選抜）においては、学士の学位を取得した者等で、出願時点で1年以上の職業経験を有する者を対象として、第1次試験（書類審査）と第2次試験（口頭試問）により選抜を行いません。研究計画書等を中心に総合的に審査がなされます。

修士課程専修コース(留学生特別選抜)においては、学士の学位を取得した者等で出願時3年以内に日本語能力試験（日本国際教育支援協会主催）1級取得（取得見込）した者を対象として、筆記試験・口頭試問及び提出書類を総合して選抜を行いません。筆記試験は、主履修科目（入学後に主として研究対象としようとする科目）と日本法または政治学の基礎知識もしくは外国語1科目（母語を除く）の計2科目からなります。日本語能力試験1級については、出願時3年以内に受験した日本留学試験の日本語部分220点以上で代えることもできます。

博士後期課程研究者コース（一般選抜）においては、修士または専門職学位を取得した者を対象として、論文審査と学力検査（筆記試験・口述試験）によって選抜を行いません。筆記試験では外国語2か国語、口述試験では提出論文を中心に審査します。なお、外国人留学生については、出願時3年以内に日本語能力試験（日本国際教育支援協会主催）1級取得（取得見込）していること（または日本留学試験の日本語部分220点以上取得）が出願条件となります。

博士後期課程研究者コース（法科大学院修了者選抜）においては、法務博士（専門職）学位取得者を対象として、論文審査と学力試験（筆記試験・口述試験）によって選抜を行います。学力試験では研究領域に応じて1か国語ないし2か国語の外国語試験、口述試験では提出論文と研究計画書が審査対象となります。

博士後期課程高度職業人コース（業人特別選抜）においては、修士または専門職学位を取得した有職者（出願の時点で3年以上の職業経験を有している者）あるいは修士の学位または専門職学位を取得していないが、企業や法曹界等の実務界及び教育界等で修士取得と同等の研究実績を積んでいる職業人を対象として、論文審査と学力検査（口述試験）及び研究計画書・業績等提出書類を総合して選抜を行いません。口述試験では提出論文・研究計画書を中心に学力を判定します。さらに、職業体験を通しての志望動機などを記載した職業体験報告書を提出してもらいます。

修士課程・博士後期課程の英語コースにおいては、書類審査により選抜が行なわれます。
なお、修士課程英語コースの YLP コースだけは一般公募によらず、各国の推薦機関によっ
て推薦された候補者を現地で面接により審査しています。